

訪問介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 名称等

事業所名 ヘルパーステーションばんどう

指定番号 0870401239

所在地 茨城県古河市大山498番地4

管理者の氏名 沼田万里子

電話番号 0280-23-1388

F A X 番号 0280-47-4012

サービスを提供する地域 古河市・久喜市・加須市・下都賀郡野木町・猿島郡境町

(2) 事業所の従業者体制

| | 職務の内容 | 常勤 | 非常勤 | 合計 |
|-----------|-----------|--------------|-----|----|
| 管理者 | 業務の一元的な管理 | 1名 | — | 1名 |
| サービス提供責任者 | | 2名 | 0名 | 2名 |
| 訪問介護員等 | 訪問介護の提供 | (常勤換算2.5名以上) | | |

(3) 営業日および営業時間

月曜日～土曜日（12月29日から1月3日を除く）

午前8時30分～午後5時30分

* 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

（営業時間外連絡先：080-6501-9330）

3. サービスの内容

(1) 身体介護

① 食事介助

食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移動ができない場合等には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

④ 清拭

身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

⑤ 体位交換

褥創の防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います。

⑥ 着脱介助

衣服の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

⑦ 整容介助

身繕いを介助します。整髪、美容等が含まれます。

(2) 生活援助

① 買物

日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。

② 調理

利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片づけ、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は提供できません。

③ 掃除

居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。

④ 洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理など専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。

⑤ 衣類の入れ替え

季節の変わり目における寝具の交換等を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金

| | 単位数 | 介護報酬の総額 | 利用者負担金額 | | |
|---|-----|---------|---------|-------|-------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 身体介護が中心の場合 | | | | | |
| 20分未満 | 196 | 2042円 | 204円 | 408円 | 612円 |
| 20分以上30分未満 | 293 | 3053円 | 305円 | 610円 | 915円 |
| 30分以上1時間未満 | 464 | 4834円 | 483円 | 966円 | 1450円 |
| 1時間以上1時間半未満 | 680 | 7085円 | 708円 | 1417円 | 2125円 |
| 生活援助が中心の場合 | | | | | |
| 20分以上45時間未満 | 215 | 2240円 | 224円 | 448円 | 672円 |
| 45分以上 | 264 | 2750円 | 275円 | 550円 | 825円 |
| 身体介護と生活援助が混在する場合 (身体介護の基本料金に下の料金を加算) | | | | | |
| 生活援助20分以上 | 65 | 677円 | 67円 | 135円 | 203円 |
| 生活援助45分以上 | 130 | 1354円 | 135円 | 270円 | 406円 |
| 生活援助70分以上 | 195 | 2031円 | 203円 | 406円 | 609円 |

(2) 加算料金等

| | | | | | |
|------------------|-----|-------|------|------|------|
| 初回加算（最初の1月につき） | 200 | 2084円 | 209円 | 417円 | 626円 |
| 緊急時訪問介護加算（1回につき） | 100 | 1042円 | 105円 | 209円 | 313円 |

*夜間（午後6時から10時まで）早朝（午前6時から午前8時まで）は100分の25に相当する額を諸定額に加算する。

*深夜（午後10時から午前6時まで）は100分の50に相当する額を諸定額に加算する。

*身体介護および生活援助にて訪問介護員が2人による場合は、100分の200に相当する額を所定額に加算する。

*特定事業所加算（I）：所定単位数（実質サービス給付費）の100分の20に相当する単位数。

*処遇改善加算（I）：実質サービス給付費の13.7%

*介護職員等特定処遇改善加算：実質サービス給付費の6.3%

*介護職員等ベースアップ等支援加算：実質サービス給付費の2.4%

*通常の事業実施地域を越えた時点から行なう指定訪問介護に要した交通費は実額を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から通常の実施地域を越えて1kmにつき80円。

*介護報酬告示額に6地域加算（1単位＝10.42円）をかけて計算した1か月当たりの金額です。

□その他の費用

キャンセル料

利用者が不在などのため、サービスが提供出来ない場合は、15分間現地にて待機いたします。この時間を過ぎても利用者が不在の場合は、サービス中止とみなし、キャンセル料を頂きます。キャンセル料は、2,000/回となります。但し当日にキャンセルの連絡を頂いた場合には1,000円/回となります。尚、サービス前日の営業時間内にキャンセルの連絡を頂いた場合には、キャンセル料は頂きません。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 衛生管理及び感染症対策

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

13. 虐待の防止

1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- 四 虐待等に対する相談の窓口
相談の窓口：ヘルパーステーションばんどう TEL：0280-23-1388
- 五 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

責任者：沼田万里子

2 事業者はサービス提供中に虐待と思われる利用者を発見したら市町村に報告する。

14. 業務継続計画の策定等について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：沼田万里子（管理者）

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0280-23-1388

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- ・古河市福祉部介護保険課 0280-92-4921
- ・五霞町健康福祉課高齢支援グループ 0280-84-0006

- ・久喜市高齢福祉課 0480-22-1111
- ・加須市福祉部高齢福祉課 0480-62-1111
- ・茨城県国民健康保険連合会 029-301-1565
- ・埼玉県国民健康保険連合会 048-824-2568 (苦情相談専)

13. 掛かりつけ医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・掛かりつけ医療機関

- ・名称
- ・住所

- ・掛かりつけ歯科医療機関

- ・名称
- ・住所

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。